

令和2年度意見第6号

令和2年8月3日

法務大臣 三好 雅子 殿

革新的事業活動評価委員会委員長

安念 潤司

新技術等実証に関する計画に対する意見について

生産性向上特別措置法（以下単に「法」という。）第11条第1項の規定により令和2年7月21日付で、gooddaysホールディングス株式会社 代表取締役社長 小倉 博より提出された新技術等実証に関する計画に対する法務大臣の見解（令和2年7月29日法務省民制第84号）を踏まえた意見は、下記のとおりです。

記

法務大臣から提出された見解は、法第11条第4項の規定に照らし、適当である。

（以 上）

令和2年度意見第7号

令和2年8月3日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

革新的事業活動評価委員会委員長

安念 潤司

新技術等実証に関する計画に対する意見について

生産性向上特別措置法（以下単に「法」という。）第11条第1項の規定により令和2年7月21日付で、gooddaysホールディングス株式会社 代表取締役社長 小倉 博より提出された新技術等実証に関する計画に対する経済産業大臣の見解（令和2年7月30日20200721情第2号）を踏まえた意見は、下記のとおりです。

記

経済産業大臣から提出された見解は、法第11条第4項の規定に照らし、適当である。

（以 上）